

静岡県都市公園懇話会規程

（設置）

第1条 県が設置した都市公園の運営に関する基本方針その他重要事項について審議するため、静岡県都市公園懇話会（以下「懇話会」という。）を置く。

（審議事項）

第2条 懇話会は、前条に規定する目的を達成するため、次の事項を審議する。

- （1）運営の基本方針に関すること。
- （2）公園施設の充実及び整備に関すること。
- （3）都市公園の利用促進に関すること。
- （4）都市公園の管理運営事業についての評価に関すること。
- （5）その他この懇話会の目的達成に関すること。

（委員）

第3条 委員は、20人以内とし、次に掲げる者の内から交通基盤部長が委嘱する。

- （1）学識経験のある者
- （2）都市公園利用者
- （3）交通基盤部長が必要と認める者

（会長及び副会長）

第4条 懇話会に会長及び副会長各1人を置く。

- 2 会長及び副会長は、委員の互選による。
- 3 会長は、会務を総理し、会議の議長となる。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代理する。

（外部評価委員）

第5条 公園の管理運営事業に関して評価を行うため、懇話会に外部評価委員会を置く。

- 2 外部評価委員は、懇話会委員の中から、交通基盤部長が委嘱する。
- 3 交通基盤部長は、外部評価委員の中から1人を外部評価委員長に指名する。
- 4 外部評価委員長は、外部評価委員会を総理し、委員会の議長となる。
- 5 外部評価委員会は、外部評価委員長が召集する。
- 6 外部評価委員会は、毎年度、公園管理運営の評価の結果を懇話会に報告する。

（任期）

第6条 委員の任期は2年とする。ただし再任は妨げない。

- 2 補欠の委員の任期は、その前任者の残任期間とする。
- 3 新たに必要が生じたため委嘱された委員の任期は、他の委員の任期満了の日までとする。
- 4 委員は、任期満了後も後任者の決定するまでは、その職務を行うものとする。

(懇話会)

第7条 懇話会は、会長が召集する。

(庶務)

第8条 懇話会の庶務は、交通基盤部都市局公園緑地課において処理する。

(雑則)

第9条 この規程に定めるもののほか、懇話会の運営に関し必要な事項は、会長が委員に諮って定める。

附 則

- 1 この規程は昭和53年1月13日から実施する。
- 2 静岡県草薙総合運動場運営委員会規程（昭和49年5月15日制定）は廃止する。

附 則

この規程は、昭和55年7月11日から実施する。

附 則

この規程は、昭和60年4月1日から実施する。

附 則

この規程は、昭和63年11月1日から実施する。

附 則

この規程は、平成元年4月1日から実施する。

附 則

この規程は、平成3年4月1日から実施する。

附 則

この規程は、平成4年4月1日から実施する。

附 則

この規程は、平成5年4月1日から実施する。

附 則

この規程は、平成7年4月1日から実施する。

附 則

この規程は、平成8年9月1日から実施する。

附 則

この規程は、平成12年1月4日から実施する。

附 則

この規程は、平成16年7月20日から実施する。

附 則

この規程は、平成19年4月1日から実施する。

附 則

この規定は、平成22年4月1日から実施する。